

公

告

平成23年12月1日

航空自衛隊熊谷基地司令  
空将補 吉松卓夫

埼玉県熊谷市拾六間839番地に所在する航空自衛隊熊谷基地において、展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 使用可能日

平成24年4月1日（日）～平成25年3月31日（日）（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）

なお、業務日数は、1業者当たり、年間通算30日を限度とする。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 防衛省から取引停止命令を受けていないこと。

3 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

4 設置業種

展示即売店

5 設置場所

航空自衛隊熊谷基地内厚生センター1階展示即売店エリア

6 募集要領のお問い合わせ先

〒360-8580

埼玉県熊谷市拾六間839番地

航空自衛隊熊谷基地 第4術科学校業務部業務課厚生班 展示即売店係

TEL 048-532-3554（内線）276

7 応募締切日

平成23年12月28日（水）（必着）

8 その他

細部の内容は、募集要項による。

## 募集要項

### 1 概要

埼玉県熊谷市拾六間 8 3 9 番地に所在する航空自衛隊熊谷基地において、展示即売店の設置及び経営を行う事業者について次のとおり募集します。

### 2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 防衛省から取引停止命令を受けていないこと。

### 3 出店場所の所在地及び名称

埼玉県熊谷市拾六間 8 3 9 番地  
航空自衛隊熊谷基地

### 4 設置条件

#### (1) 設置方法

国有財産法第 1 8 条第 6 項に基づく行政財産の使用許可

#### (2) 店舗数

厚生センター 1 階展示即売会エリア内で 1 0 区画以内（1 区画 4. 5 m<sup>2</sup>）

\*店舗位置については、展示即売店を開催の都度担当者が指示する。

#### (3) 使用可能日

平成 2 4 年 4 月 1 日（日）～平成 2 5 年 3 月 3 1 日（日）（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）

なお、業務日数は、1 業者当たり、年間通算 3 0 日を限度とする。

#### (4) その他

別添仕様書のとおり。

### 5 応募手続き等

#### (1) 申請書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 平成24年度熊谷基地展示即売店出店申請書（別紙様式第1）
  - (イ) 販売品目一覧表（別紙様式第2）
  - (ウ) 出店要望日及び区画数要望表（別紙様式第3）
  - (エ) 誓約書（別紙様式第4）
  - (オ) 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
  - (カ) 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
  - (キ) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書  
（法人：その3の2、個人：その3の3）
  - (ク) 会社概要（任意様式、パンフレット可）
  - (ケ) 印鑑証明書
  - (コ) 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し（営業許可を要する業種に限る。）
- (注) 応募日現在で以下のいずれかに該当する業者は、これを証明するものを提出すれば、(オ)～(コ)の提出を省略することができる。
- ・ 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）
  - ・ 航空自衛隊熊谷基地食堂・売店等設置事業者
  - ・ 防衛省共済組合熊谷支部契約業者
  - ・ 平成23年度航空自衛隊熊谷基地納涼祭出店業者
  - ・ 平成23年度航空自衛隊熊谷基地展示即売店出店業者

イ 提出先

〒360-8580

埼玉県熊谷市拾六間839番地

航空自衛隊熊谷基地 第4術科学校業務部業務課厚生班 展示即売店係

TEL 048-532-3554（内線）276

ウ 提出期限

平成23年12月28日（水）午後5時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他違反と認められる場合

### (3) 提出書類の審査等

書類等の提出者は、官側から提出書類等について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加書類等の提出を求められた場合には、正当な理由のある場合を除き当該書類等を提出しなければならない。

### (4) 書類等の提出に当たっての留意事項

- ア 資料等の作成、提出、説明、前号の調査への協力に要する費用は提出者の負担とする。
- イ 提出された資料等は、原則として返却しない。
- ウ 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- エ 提出書類に関する問い合わせは、提出期限までとする。

## 6 選定方法

提出された申請書等に基づき、書類選考による審査の上、業者を決定する。

## 7 業者決定日

平成24年1月12日（木）

## 8 業者決定後の提出書類

### (1) 提出書類

国有財産使用許可申請書

### (2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

### (3) 提出期限

平成24年1月27日（金）

平成 2 4 年度熊谷基地展示即売店出店申請書

平成 年 月 日

航空自衛隊熊谷基地司令  
吉 松 卓 夫 殿

住所  
会社名  
代表者氏名  
電話番号

印

法人・個人の別  
担当者氏名  
電話番号  
F A X

法人・個人

埼玉県熊谷市拾六間 8 3 9 番地に所在する航空自衛隊熊谷基地において、展示即売店を設置し、運営を行う業者について、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※会社名、代表者氏名、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

## 販売品目一覧表

会社名：

No.	品名	規格	販売価格（円）	販売予定数	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

- 注1 「販売品目一覧表」に記載のない商品の販売は認めない。  
2 提出期限後の変更は認めない。

## 出店要望日及び区画数要望表

会社名：

	出店要望日	区画数
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

	出店要望日	区画数
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

(記入例)

	出店要望日	区画数
1	24.4.20(金)	2区画

注：提出期限後の変更は認めない。

# 誓約書

平成 年 月 日

航空自衛隊熊谷基地司令 殿

住所

会社名

代表者氏名

印

電話番号

航空自衛隊熊谷基地展示即売店出店に際し、下記事項を遵守し、誠実に履行することを誓約します。

## 記

- 1 立入制限区域に立ち入らないこと。
- 2 係員の指示に従うこと。
- 3 売店相互間又は顧客との間で、トラブルを起こさないこと。
- 4 販売品目の価格を明示し、粗悪品を販売しないこと。
- 5 販売申請品目以外の物品を販売しないこと。
- 6 販売時間を厳守すること。
- 7 売店の残品、ゴミ、塵等は確実に持ち帰ること
- 8 損害行為については、責任を持って弁償すること。

## 仕 様 書 (その1)

### 1 業務件名

航空自衛隊熊谷基地における展示即売店の設置及び経営

### 2 業務内容

展示即売店の設置及び経営

### 3 相手方の決定

本業務を行う者については、航空自衛隊熊谷基地司令 吉松卓夫（以下、「甲」という。）が決定する。

### 4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

①国が使用財産を使用するとき。

②国有財産の使用許可の相手方（以下、「乙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

(3) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により、使用許可を取り消された場合は、乙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合乙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

### 5 乙の資格

乙は、以下の条件を満たしていること。

(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。

(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

(4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

### 6 国有財産使用料

乙は、展示即売店の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

1 平方メートルあたりの国有財産使用料（予定）は、以下のとおりとする。

日額 26 円 / m<sup>2</sup>（消費税込み）

※光熱水料は、別途徴収する。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納すること。

#### 7 業務期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日の間のうち、甲と乙が協議して決定する日とする。

なお、業務日数は、1業者当たり、年間通算30日を限度とする。

#### 8 費用負担

本業務に伴う費用は、乙の負担とする。

#### 9 名義使用の制限

乙は、自己の営業上の取引に関して、甲の名義を使用してはならない。

#### 10 管理責任

(1) 乙は、自らの責任において展示即売店を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 乙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

#### 11 衛生等の保持

乙は、乙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

#### 12 情報保全の遵守

(1) 乙は、甲及び担当職員(以下、「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が乙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 乙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

#### 13 損害賠償

乙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

#### 14 自己都合による業務の解除

乙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、事前に甲に通知し、甲の指示に従い解除することができる。

#### 15 業務仕様

- (1) 乙は、自ら提出した書類に基づき業務を適正に履行することとし、その内容について、甲の了解なく変更しないこと。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 展示即売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、乙の負担とする。  
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 乙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (5) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、乙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (7) 乙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (8) 乙は、毎日の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (9) 乙は、売上金額（別紙様式第1）を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書（別紙様式第2）を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (10) 乙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））、その他担当職員の指示する書類を担当職員に提出しなければならない。
- (11) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び乙の間で協議する。

#### 16 仕様の細部

仕様の細部は、仕様書（その2）のとおり。

## 仕様書（その2）

- 1 募集業種  
展示即売店
- 2 設置場所  
厚生センター1階展示即売店エリア内で10区画以内（1区画4.5  
m<sup>2</sup>）  
※店舗位置については、展示即売会を開催の都度担当者が指示する。
- 3 国有財産使用料（予定）  
日額26円（消費税込み）/m<sup>2</sup>  
※光熱水料は、別途徴収する。
- 4 営業日  
平成24年4月1日から平成25年3月31日の間のうち、甲と乙が協議  
して決定する日とする。
- 5 営業時間  
原則として、1100～1600までとし、それ以外は別途協議とする。
- 6 その他の営業条件  
国の行事、緊急時等は国が使用する。



